

7) 裁判員裁判が行われる犯罪

放火罪に関連する用語

裁判員裁判対象事件の1つとして、現住建造物等放火罪(刑法第108条)があります。似た犯罪として、非現住建造物等放火罪(刑法第109条)がありますが、これは対象事件ではありません。放火罪については、これらの区別が問題になります。

1 現住建造物・非現住建造物

現住建造物

住居として使っているか、または、中に現に人がいる建物

非現住建造物

住居として使っておらず、中に人もいない建物

使用例

起訴状

(現住建造物等放火)

「被告人は、平成 年 月 日午前 時 分ころ、 市 町 丁目 番号 所在のA所有及び居住にかかる木造2階建家屋1階台所において、持っていたライターで座布団に点火して火を放ち、その火を壁等に燃え移らせた上、現に人が住居に使用している同家屋の一部約 平方メートルを焼損したものである。」

(非現住建造物等放火)

「被告人は、平成 年 月 日午前 時 分ころ、 市 町 丁目 番号 所在のA所有の物置小屋内において、所携のライターで新聞紙に点火して火を放ち、その火を壁等に燃え移らせた上、現に人が居住せず、かつ現に人がいない同物置小屋の一部約 平方メートルを焼損したものである。」

裁判員のための解説

1 放火罪とは、建物などに火を放って燃やしてしまう罪です。放火罪は、公共危険罪と呼ばれ、社会の一般的安全、すなわち、不特定または多数人の生命・身体ないし重要な財産の安全を脅かす行為を犯罪とするものです。ただ、財産的侵害を防ぐ目的もあります。そこで、同じ建物に放火しても、その建物に人が居住している場合とそうでない場合とでは、危険度が異なりますので、刑法は、異なった犯罪とし、刑罰も異なったものとしています。

刑法では、「現住建造物」と「非現住建造物」に分けています。現住建造物とは、

住居として使っているか、または中に現に人がいる建物で、非現住建造物とは、住居として使っておらず、中に人もいない建物のことです。

原則として裁判員裁判の対象事件となるのは、現住建造物等放火罪です。

- 2 この場合の「人」とは、放火した人は含みません。ですから、被告人以外が居住していない、そして、被告人以外の人が見にいない家屋、あるいは被告人以外の人が見にいない建物に放火した場合は、「非現住建造物」放火となります。
- 3 放火の対象となるのは建造物や電車などです。建造物とは、家屋など屋根があり、柱で支持されているような建築物のことです。建築工事中で単に棟上げだけが終わっているような程度では建造物ではありません。

法律家のための解説

1 現住建造物の説明

分かりやすくコンパクトに説明し、かつ耳で聞いてすぐにイメージを持てるという観点から、「住居として使っているか、または中に現に人がいる建物」としています。

2 非現住建造物の説明

人がいるときには「現に」を付けてもよいが、人がいないときに、あえて「現に」を付ける必要はないでしょう。また、「かつ」を付けなくても、その趣旨を伝えることは十分に可能でしょう。そこで、聞いてすぐにイメージを持てるという観点から、非現住建造物については「住居として使っておらず、中に人もいない建物」としています。

2 焼損（しょうそん）

建造物の全部又は一部が焼けて壊れること。

使用例

最終弁論で

弁護人 「被告人のAさんが点けた火は天井板約30センチ平方メートルを焦がしましたが、その程度にとどまっています。この程度の火であれば、たとえ放置していたとしても建物全体に燃え広がることはなく、**建物を焼損させた**とはいえません。よって、放火未遂罪が成立するにすぎません。」

裁判員のための解説

1 焼損

放火罪の既遂（ p.84）として処罰の対象となるのは、建物などを「焼損」させた場合です。焼損とは、焼けて壊れることです。

2 既遂と未遂

しかし、建物に火が移り、どの段階で焼損させた（焼けて壊れた）と言えるかどうか問題となることがあります。何故なら、焼損と言えれば既遂、そうでなければ未遂（ p.84）ですので、その違いが重要となるからです。

例えば、建物の壁だけが燃えて壊れた場合に焼損と言えるとしても、ほんのごく一部の場合、例えば、屋根裏や天井板30センチメートル四方程度が焼けたにすぎない場合に焼損と言えるかどうか争いが生じる場合があります（これらのような場合でも焼損であるという判決例もありますが、既遂とするにはあまりに早すぎるのではないかと批判する考え方もあります。

裁判官が、どのような考え方にに基づき判断するのか説明しますが、裁判員としては、公共危険罪という性質を有する放火罪として、どの段階にまで至れば既遂とすべきなのか判断することになります。

法律家のための解説

1 現代用語化

刑法の現代用語化の前は「焼毀」でした。現代用語化後の「焼損」についても、これを聞いても字をイメージすることは難しいと思います。「焼損」を分解して、焼いて損壊を与える、とすると、全てを壊すというイメージにつながりやすく、財産罪の側面が強くなってしまい、公共危険罪としての側面が伝わらないおそれがあります。

この点、「焼けて壊れる」という説明であれば（なお広辞苑も同様）、公共危険罪としての側面が伝わりやすいと考えられます。ただ、「壊れる」という表現では、独立燃焼説のイメージに合致しないのではないかという疑念があります。そこで、個別事案において焼損といえるかどうか判断する場合には、具体的事例を参考にしつつ検討

しなければならぬと思われまゝ。

2 既遂と未遂

独立燃焼説の説明をどう行ふかの問題です。この点については次の2説があるとされています。

- A) 建物自体に火が移って燃え始めれば既遂罪に問われる。それ以前の場合は未遂罪となる。(従来からの独立燃焼説)
- B) 建物自体に火が移って燃え続けられる状態になれば既遂罪に問われる。それ以前の場合は未遂罪となる。(燃焼継続可能性を重視する独立燃焼説)

判例及び多数説が採用している独立燃焼説は、火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態を焼損と解するものです。また、最近では、独立燃焼説に立ちつつ、独立燃焼開始後、ある程度の燃焼継続可能性を要求すべきであるとの見解も有力です。

従来からの独立燃焼説であれば、建物自体に火が移って燃え始めれば焼損したということになるし、燃焼継続可能性を重視する独立燃焼説であれば、建物自体に火が移って燃え続けられる状態になれば焼損したということになります。

3 略取・誘拐

略取

暴行・脅迫によって，人を連れ去ること。

誘拐

だましたり，まどわしたりして，人を連れ去ること。

使用例

最終弁論で

弁護人（誘拐罪で起訴されているが，本人の同意があったと主張している例）

「被告人のAさんは，デパートでの買い物中たまたま気に入った女性のBさんの気を引こうとして声をかけました。そして，Bさんはこれに応じて自分の意思でAさんの車に乗り，Aさんの自宅に行ったのであって，誘拐罪は成立しません。」

裁判員のための解説

- 1 一般的に誘拐と言われている犯罪として，刑法では，略取あるいは誘拐罪が定められています。略取とは，暴行・脅迫を手段とする場合で，例えば，人を殴って連れ去るような場合です。誘拐とは，欺罔（だます）・誘惑（まどわす）を手段とする場合で，例えば，判断能力があまり高くない小学生に甘い言葉をかけて連れ去るような場合です。いずれも同じ罪に問われます。
- 2 略取誘拐罪のうち原則的として裁判員裁判対象事件となるのは，身代金目的略取誘拐罪だけです。つまり，身代金を得る目的で略取あるいは誘拐した場合です。略取誘拐罪として他に未成年者略取誘拐罪などもありますが，これは，裁判員対象事件とはされていません。

法律家のための解説

- 1 略取誘拐罪は，一般的に誘拐と言われていることを前提に説明しています。そのうえで，略取と誘拐の違いを説明します。
- 2 略取誘拐とは，暴行等の手段を用いて，他人をその生活環境から不法に離脱させ，自己又は第三者の事実的支配下におくこととされています。しかしこれでは理解し難いと思われ，一般に使用されている「連れ去り」という言葉がおおむねこの概念に当てはまることから，これを用いて説明することとしました。

4 反抗を抑圧する

暴行や脅迫によって、肉体的あるいは精神的に、抵抗できない状態にすること。
(被害者が抵抗したけれども、最終的には抵抗を封じられた場合もふくむ。)

使用例

最終弁論で

弁護人 「たしかに、被告人のAさんは、かっとなって被害者のBさんを殴り、お金をとりました。しかし、殴ったのは白昼人通りの多い路上でした。Aさんは身長170センチメートルで、Bさんは180センチメートルです。殴ったのは、Bさんのおなか1回だけです。また、BさんのそばにはBさんの友人Cさんがいました。このような状況では、Aさんの行為は、Bさんの反抗を抑圧するに足りる暴行ではなく、強盗罪は成立せず、傷害罪と窃盗罪です。」

裁判員のための解説

1 強盗罪の要件

暴行や脅迫により人から金銭などを奪い取る犯罪が強盗罪ですが、この罪が成立するためには、その暴行や脅迫が、「その人の反抗を抑圧するに足りる程度のもの」であることが必要です。

法廷では、検察官が「被告人が行った暴行は、被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるので強盗致傷罪が成立する」と主張するのに対し、弁護人は「被告人が行った暴行は、被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものではなく、傷害罪と窃盗罪が成立するにすぎない」と主張するといった形で争点となります。

2 「反抗を抑圧する」に足りる程度とは

これは、「肉体的あるいは精神的に抵抗できない状態にする程度」の暴行や脅迫です。事件の状況から具体的に判断します。

例えば、他人を1回殴ってお金をとった場合でも、夜間人通りの少ない暗い路上で行われ、しかも、被告人が力強い大柄の男性で、被害者が小柄な女性の場合には「反抗を抑圧する」程度の暴行といえるでしょう。しかし、白昼人通りの多い路上で、被告人が小柄な男性で、被害者が大柄な男性、被害者側には友人がそばにいるなどの場合には、「反抗を抑圧する」に足りる暴行ではないとされる可能性もあります。

3 被害者が現実に抵抗する場合がありますが、それだけで単純に、「反抗を抑圧されなかった」と見られるわけではありません。いったん抵抗はしたけれども、最終的には抵抗を封じられた場合には、「反抗を抑圧する」に足りる程度の暴行であったと判断されることがあります。

法律家のための解説

1 一般的に理解される内容

「ハンコウヲヨクアツスル」と耳で聞いたときに、「抑圧」はイメージできても、ハンコウの漢字を「反抗」と考えることは一般的には困難です。「反抗」ではなく、むしろ「犯行」を思い浮かべるようです。日常語的な用法としては、若者の反抗、ブルジョワジーの反抗、親への反抗、国家への反抗というように、主語や対象が大きな概念のものが多いです。また、一般的に、反抗は「やってはいけないこと」というマイナスのイメージがあります。

2 このようなマイナスのイメージを持つ「反抗」「抑圧」の2語が「連語」となっているため、裁判員は、「反抗を抑圧する」のは「良いこと」（プラス）であるかのような印象を持ち、法律用語の持つ意味のとおり理解は困難なようです。

3 以上のことから、「反抗」という言葉を使用しない方がいいのではないかと、抵抗、対抗、防御、などの「身を守る」という意味を持つ用語を使用する方が良いのではないかと考えました。そして、とりあえず、抵抗という言葉に置き換えてみました。

4 2つのパターン

法律上、「反抗を抑圧する」には、結果として被害者の抵抗行動がない場合（抵抗しようという気もおきない、または抵抗したくてもできない場合）、被害者の抵抗を抑えつけるなどして排除した場合（抵抗はしたが、無理やり抑えつけられたという場合）の2つのパターンがあると思います。裁判員は、後者の場合について、「抵抗行動はあるのだから、反抗を抑圧していない」と考える可能性も否定できません。

2つのパターンを取り込んだ説明を基本とし、誤解を招かないため補充説明を加えてみました。